

随意契約実施状況(建設工事等)

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
1	土木課	令和1年8月8日	令和元年度 松阪市総合運動公園トイレ建設工事	トイレ本体工事 1棟 運搬費 1棟 組立据付費 1式 基礎工事費 1式 インターロッキング工事1式 浄化槽工事費 1式 給排水管布設工事 1式 電気工事 1式	1	令和1年9月9日	トーヨーマテラン(株)	愛知県春日井市明知町1512番地	25,190,000	25,190,000	令和元年7月12日に公告を行い、公募型プロポーザル方式によるトイレ施工業者の募集を行った結果、3社が参加し、第1回審査委員会を8月9日、第2回審査委員会を8月19日に開催し、審議を行った結果、トーヨーマテラン株式会社を第一契約候補者と決定した。9月4日の第6回入札及び契約審査会において報告及び承認を得たことから、トーヨーマテラン株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	有	
1	土木課	平成30年11月30日	浸水対策事業 獺師ポンプ場附帯施設整備工事	逆止弁設置 Φ700 N=2 基 90° 曲管設置 Φ700 N=2 本	1	平成30年12月13日	(株)鶴見製作所 中部支店	愛知県名古屋市中村区牛田通二丁目19番地	54,637,200	49,572,000	本工事は、逆止弁の設置工事であるが、急激に弁を閉止すると水撃作用が発生し、弁体や配管が損傷する恐れがあり、弁体の閉止作動時の水撃を低減するため、油圧式緩衝装置の調整が必須である。調整には、ポンプの耐衝撃力や現行の吐出量など、既存ポンプの特性を計測して設計計算を行い、試運転を経て閉止時間を決定するため、過去より当ポンプ場の設計、製作、施工及びオーバーホール整備を請け負っている、株式会社鶴見製作所中部支店以外の者に施工させた場合、既存の設備等に著しい支障を生じるおそれがあるためことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	有	

随意契約実施状況(建設工事等)

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
1	土木課	令和1年6月14日	松阪市橋梁点検業務委託(その1)	橋梁点検 N=5橋	1	令和1年6月14日	中日本ハイウェイエンジニアリング名古屋株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目8番11号	7,425,000	6,985,000	当業務は、ネクスコ中日本が管理する高速道路伊勢自動車道の跨道橋の橋梁点検を行うものである。ネクスコ中日本との協議において、高速道路上の交通規制が必要となることから日常の保安業務(交通規制等)を行っており、ネクスコ中日本のグループ会社で、県内エリアの橋梁点検を実施した実績もある中日本ハイウェイエンジニアリング名古屋株式会社に実施することが条件となっている。このことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行った。	有	
1	土木課	令和1年7月23日	県施工河川改修附帯市道松阪六軒線道路改良工事	整備面積 A=74.1㎡ インターロッキング舗装工 A=71.6㎡ 横断防止柵設置工 L=18.0m 擬木車止め設置工 N=8 基	1	令和1年7月23日	株式会社 北村組	三重県松阪市中央町306番地の1	3,498,000	3,058,000	当工事は三重県が施工する「二級河川三渡川河川改修工事」に関連し、線形が改修された市道松阪六軒線の余剰地について整備するもので、河川改修工事の進捗に併せて整備が必要なことに加えて、令和元年9月下旬～10月上旬予定の三渡橋(新橋)の供用開始までに整備を終える必要がある。 当工事箇所は、上記河川改修工事の施工区間に位置するため、現場を把握し、工期短縮が図れることから河川改修工事の受注者である(株)北村組と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約とした。	無	
1	土木課	令和2年1月21日	浸水対策事業 名古須ポンプ場施設整備工事	排水ポンプφ350 分解整備 N=2基 投込み式水位計 N=2台	1	令和2年1月21日	クボタ機工株式会社 中部営業所	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目22番8号	14,850,000	13,750,000	本工事は、既存ポンプを工場にて分解し整備を行うものであるため、既存ポンプの構造や機能、構成部材等を熟知している必要があり、併せて、ポンプ場の機能を損なうことなく分解整備工事を行う必要性から、本工事は既存の設備と密接不可分な関係にある。そのため、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等に著しい支障が生じるおそれがあり、また、その後の責任の所在が不明確となることから、名古須ポンプ場の新設工事受注者で設置当時から現在まで修繕整備を請負っている、クボタ機工株式会社中部営業所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号により随意契約とした。	有	